平成２５年（フ）第１５９号
神戸市垂水区舞子坂１丁目11番２－１号
債務者　林　　道幸
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１号
兵庫県三田市横山町13番２号　B104号、従前の住所広島県広島市西区井口１丁目３番８号
債務者　髙井良　守
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３号
神戸市須磨区車字獅堀936番地の１　212号
債務者　中村　貴之
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９号
神戸市長田区水笠通６丁目３番２―105号、従前の住所神戸市長田区大谷町２丁目２番29―102号
債務者　三川　美里
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４０号
神戸市長田区梅ケ香町２丁目９番６号　兵庫ハイツ５号
債務者　原田　武彦
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
広島県福山市横尾町２丁目21番16―１号、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1381番地５
債務者　道久管工業こと　道久　正義
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４９号
広島県福山市横尾町２丁目21番16―１号、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1381番地５
債務者　道久　孝子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５０号
広島県福山市横尾町２丁目21番16―３号、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1381番地５
債務者　道久　智次
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５０号
青森県むつ市脇野沢寄浪19番地９
債務者　大黒　義和
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井72番地１
債務者　山本　隆子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１９８号
大阪市東成区中本２丁目７番15号　レジデンス朝日801号
債務者　重政　賢二
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４００号
大阪市中央区高津３丁目３番10―702号、前住所堺市美原区北余部535番地13
債務者　西堂　浩明
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８３号
大阪府大東市明美の里町15番８号
債務者　中井　　正
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７号
大阪市住之江区住之江１丁目４番50―308号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目３番45―310号
債務者　廣井　幸夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２０号
大阪府東大阪市加納７丁目25番１―501号
債務者　岩元　誠二
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９９号
大阪府枚方市出口３丁目９番６号
債務者　山嶋　啓次
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２２号
大阪市浪速区大国２丁目７番15号　サンライフ大国町505号
債務者　香山　厚子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部